

全国都市再生のための緊急措置 ～ 稚内から石垣まで～ (平成14年4月8日都市再生本部決定)(抜粋)

1 基本的考え方

第三回都市再生本部決定「民間都市開発投資促進のための緊急措置」による大規模民間都市開発事業の立ち上げ支援に引き続き、「全国」を対象にして、「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るための緊急措置として、「民間投資」を促進する全国の都市再生の取組みを支援する。

このため、都市再生本部が中心となり、関係省庁とも連携を図りつつ、地方公共団体と一体となって強力な推進体制を整備する。

2 緊急措置の内容

(1) 全国都市再生の重点事項

全国の地方公共団体、民間団体等から、1の基本的考え方に基づくものであって、地域の実情に即した具体的な計画の提案を以下の通り求める。

全国に広く存在し、市民生活に強くかかわるとともに、民間投資の可能性が高い「人が集まる交通結節点」を、重点事項として取り上げる。

さらに、上記以外の第三回都市再生本部決定「地方都市再生の重点分野」に関するものも取り上げる。

注) 地方都市再生の重点分野(平成13年8月28日都市再生本部決定)

地方都市が抱える横断的かつ構造的な課題を踏まえ、以下の方向に重点を置いて、地方都市再生に取り組む。

中心市街地における商業機能の活性化と住宅、福祉などの用途の多機能化(住宅、福祉施設等の立地促進)

人が集まる交通結節点における交流機能の充実(駅、駅前広場、自由通路等の整備、連続立体交差事業)

誰でも快適に活動できるためのバリアフリーと公共交通機関の充実

民間が行うまちづくり活動、NPO活動の活性化

(2) 全国都市再生への支援

全国都市再生への取組みの提案のうち、次のような新しい展開を促す意欲的な内容を含むものを、に基づき重点的に支援する。

イ 官民の狭間で取組みが十分でない公共空間に関し、公共に加え、民間の協調・参画による新しい整備・管理をする取組みや、民間による建築投資を促進する取組み

- 地域産業・観光などの経済活動・交流活動の振興や福祉をはじめとする生活サービスの充実などを空間整備と一体的に実施する取組み

これらの取組みに対して、以下の観点から、強力に支援する。

- イ 予算や制度の運用を通じて事業促進を図るため必要な調整を行う。この際、必要に応じ、関連する公共施設などについて重点的に支援する。(注)
- 横断的な制度的解決を図るため、必要な調査を行い、規制改革など必要な制度改善を図る。
(注)

(注) 都市再生プロジェクト事業推進費

都市再生本部において決定された都市再生プロジェクト及びこれに関する公共事業の円滑な推進を図るための経費(平成14年度国費150億円)。その対象については別添のとおり。

「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」 の検討方向（平成14年10月4日都市再生本部報告）（抜粋）

- 1 地方公共団体等から「全国都市再生のための緊急措置」で寄せられた多数の提案によって、解決すべき点が明らかとなった共通の制度的課題（駅等の交通結節点関係、道路等の公共空間利用等）については、既に、関係省庁に制度検討等を依頼済み。成果のでたものから具体的に推進する。
- 2 さらに、当該提案に基づき、当面、以下のテーマに集約して、関係省庁と連携しつつ、内閣官房が中心となって、同様の課題をもつ地方公共団体等からなる協議会などの検討体制を構築する。
これを通じて、個別の提案を具体的に推進するとともに、共通する制度的課題を抽出した上でその解決を図る。

安全で安心なまちづくり

- ・防犯まちづくり
（公園、学校周辺等の日常生活の防犯対策等）
- ・防災まちづくり
（密集市街地、都市水害、震災時の帰宅困難者対策等）

歴史文化を活かした美しいまちづくり

- ・歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり
（犬山市、京都市等の建物更新、周辺整備等）
- ・通りの情緒を活かしたまちづくり
（東京都月島西仲通商店街周辺等の建物更新等）

誰もが能力を発揮できるまちづくり

- ・交通結節点整備
（自由通路、駅前広場、連続立体交差事業と周辺再開発の円滑な事業実施等）
- ・高齢者の安心まちづくり
（高齢者の住宅資産の活用、住み替え支援の総合的相談体制等）

環境まちづくり

- ・ ヒートアイランド対策
（都市再生緊急整備地域をモデルとした緑化・蓄熱軽減等）

- ・ 環境共生まちづくり
（水・資源の循環、エネルギーの有効利用等）

その他

- ・ 都市観光の推進
（稚内市・石垣市等における海に開かれた交流拠点の形成等）

- ・ 市町村合併を契機とした新たな拠点形成
（静岡市等における新都市拠点の形成等）

（注）テーマごとの対象都市や検討内容は今後、変更がありうるもの

歴史的街並み・まちづくりに係る犬山市（愛知県）からの提案

1. 提案の趣旨

「歩いて暮らせるまち・歩いて巡るまち」

周辺幹線街路やフリンジパーキングの整備など地区内への自動車流入を極力抑制

城下町の今ある街並み・町割など歴史的資源を活用

2. 計画推進上の課題

地区内への自動車流入を抑制するための都市計画道路の見直しや駐車場の整備

電線類地中化の整備促進

修景等への助成、専門家派遣、税制等の支援措置

建築物の防火規制や建ぺい率に係る建築基準法の規制緩和

等



「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで」 の検討状況（平成15年1月31日都市再生本部報告）（抜粋）

1 「全国都市再生のための緊急措置」の進捗状況

- (1) 本部決定（平成14年4月8日）に基づき、地方公共団体等から提案募集（840件程度の応募）
- (2) 全国都市再生に関する総理主催の首長・有識者懇談会（平成14年12月10日開催）で、先進的な取組について意見交換
 - ・稚内市、栃木市、犬山市、松山市、白杵市
- (3) 内閣官房が中心となり、関係省庁と地方公共団体等で、以下に掲げる協議会等の検討体制を構築し検討開始

「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」

- ・参加地方公共団体：函館市、会津若松市、佐原市、金沢市、岐阜県古川町、犬山市、京都市、奈良市、萩市、愛媛県内子町、白杵市

「防犯まちづくり協議会」

- ・地区協議会設置都市：仙台市、足立区、藤沢市、春日井市、東大阪市、神戸市

「企業と防災に関する検討会議」

- ・構成員：日本経済団体連合会、学識経験者、東京都、名古屋市、大阪市、大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会、名古屋青年会議所、旧居留地連絡協議会（神戸市）

「高齢者の安心生活協議会」

- ・参加地方公共団体：伊達市、群馬県、高崎市、東京都、千代田区、品川区、北区、神奈川県、高浜市、岐阜県、兵庫県、神戸市、福岡県、北九州市

「都市観光地域別検討会」

- ・検討会設置都市：稚内市、岐阜県神岡町、玉野市、松山市、石垣市

「環境共生まちづくり関係府省連絡会議」

- 2 今後、既に設定したテーマに加え、順次、新たなテーマ設定を行い、追加的な提案募集などを通じた共通課題の整理を行うとともに必要な検討体制を構築し、地方公共団体等の提案を具体化する。

歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会

(平成15年1月9日設置)

1. 目的

歴史的なたたずまいのある街並み・まちづくりを行うため、安全性・利便性を確保しつつ、たたずまいを継承した建物の更新や通りの景観改善等を図るとともに、これを利活用し地域活性化を図る。このため、共通する課題を抽出し、その解決を図る。

2. 協議会メンバー

文化庁、経済産業省、国土交通省、本部事務局

函館市、会津若松市、佐原市、金沢市、古川町、犬山市、京都市、奈良市、萩市、内子町、臼杵市

3. 検討内容

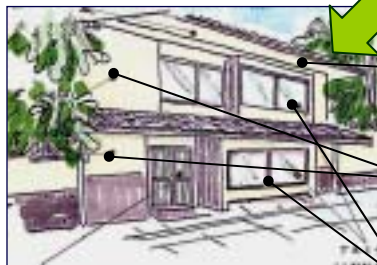
(1) 建築物等に関する規制の活用・見直し

伝統的建造物群保存地区、建築基準法の規制、屋外広告物規制 等

歴史的なたたずまいを継承するための建築規制の弾力的運用

- ・ 伝統的建造物群保存地区制度の活用による規制の強化・緩和
- ・ 木を使用しつつ、防火性能を確保するための仕様の実現
- ・ 全国一律の規制（準防火地域等）にかえて、地域状況に応じ条例による規制を導入

(現状の規制運用による建て替え)



(建築規制の弾力的運用による建て替え)



不燃軒裏
木製軒裏(化粧軒)
モルタル外壁
木製外壁(下見板張等)
アルミサッシ
木製サッシ(建具・格子等)

⋮

(2) 電線類の地中化等通りを中心とした景観整備・改善

電線類の地中化、現状の道路や街並みを配慮した道路計画、景観整備事業の活用 等

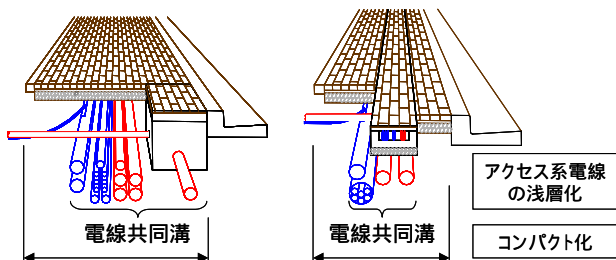
コンパクトで低コストの電線類の地中化システムの導入

街並みを大きく改変するおそれのある都市計画道路の拡幅計画の見直し



【現行】

【新システムの電線共同溝】



歩道幅員が最低2.5m程度必要

歩道幅員が2.5m以下でも対応可

アクセス系電線の浅層化
コンパクト化

現都市計画道路幅 (幅員16m)



歴史的なたたずまいの街並み

(3) 建築物や通り等ストックの活用による地域活性化方策

都市観光・交流の推進、商業・都市型新事業の導入、都心居住の推進、水辺空間の活用の促進 等

民間、NPO、地方公共団体等によるストックの利活用の支援方策を検討

SOHO



デイサービスセンター



住宅



「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで」
の対応状況（平成15年6月26日都市再生本部報告）（抜粋）

地方公共団体等の提案による明確な課題に即し、テーマごとに
関係省庁、地方公共団体等からなる協議会等の検討体制を構築



1 プロジェクトの具体化の推進

別紙

(1) 各地で、意欲的取組

- ・事業化に向けた計画策定
- ・モデル的実地検証
- ・事業の集中的実施

(2) 共通の制度的課題を具体的に解決し、制度を再構築

2 特に、「環境共生まちづくり」に関しては、提案を再募集。

全国からの提案の中から、まず、モデルとなる提案を選定し、検討・推進に着手

3 さらに、「地域が自ら考え自ら行動する」都市再生活動を「全国都市再生モデル調査」として国が新たに支援

《対象》

「課題解決の道筋は十分でないが、まちづくり意欲は高い」もの等、全国各地の先導的な都市再生活動（構想の具体化や実地検証等）

別紙

「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」 に係るプロジェクトの具体化の推進状況

平成15年6月26日現在の状況は以下のとおり。
現在検討中のものについては、今後、随時報告予定。

(1) 事業化に向けた計画策定、モデル的実地検証、事業の集中的実施等

1. 交通結節点の整備

交通結節点の充実に向けた事業を重点的に実施
積極的に新規事業に着手

*中之島新線整備（新たな地下歩行者ネットワーク形成等地域全体の活性化に向けた計画策定）、長浜駅整備（バリアフリー化された自由通路と橋上駅舎の一体的整備）等

2. 都市観光の推進

稚内、松山、石垣等において、都市観光推進のための計画を策定し（一部は策定中）、関係各省が重点支援

ソフト・ハードにわたり積極的に新規事業等を実施（平成15年度）

*稚内市：2事業、松山市：3事業、石垣市：2事業など新規着手

稚内市においては、構造改革特区（国際交流特区）とも連携

3. 高齢者の安心まちづくり

神戸市において、高齢者に対し、住宅、福祉施設等に係る一元的な情報提供・相談を行う体制の整備に着手

4. 防犯まちづくり

全国6地区においてケーススタディを実施

東大阪市で防犯ボランティア組織が結成される等自主的な取組が進展

関係省庁等において、以下のとりまとめを予定

- ・ 公共施設等の整備・管理に関し、防犯上留意すべき事項
- ・ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及方策

5. 防災まちづくり

企業と防災の在り方について方向性のとりまとめ（平成15年4月）

平成15年度に内閣府等がモデル地区を選定、具体の検証や防災まちづくり推進方策のとりまとめを予定

(2) 共通の制度的課題を具体的に解決し、制度を再構築

1 . 歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり

伝統的建造物群保存地区制度の活用

地方公共団体が決定する伝統的建造物群保存地区について、国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定を前提とせず、より広域的に決定できるよう運用を弾力化予定
建築物規制の緩和措置について、改築のみならず街並みの保存に資する新築についても対象となることを明確化

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

前面道路が4 m未満の場合、地方公共団体が、地域の状況に応じ、建築物の建築にあたっての条件（例えば、用途、防火性能等）を付して、建築物の更新ができる措置を導入
歴史的たたずまいを継承した更新等を可能とするため、防災性能について、具体の仕様を実証実験し、基準化することを検討中
全国一律の規制（準防火地域等）にかえて、地方公共団体が条例により、地域の状況に応じた防火基準を適用
京都市で平成14年10月に条例制定
建築基準法上の建ぺい率、道路斜線等の規制について、緩和メニューを導入

屋外広告物規制の見直し

違反の広告旗や直接塗装の立看板について、即時撤去が可能となるよう、手続きを簡略化（構造改革特区として導入）

電線類の地中化の推進

平成16年度から策定予定の新たな「電線類地中化計画」について、以下の推進方策を検討

- ・更なる簡便でコスト縮減が可能な地中化方式（浅層埋設方式、バリアフリー化工事との一体施工等）
 - ・非幹線道路を中心とした新たな整備手法等のあり方（柱状型トランス等）
- 等

街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

各都市の都市計画道路網を検証し、長期未整備の都市計画道路の見直しを促進
京都市等において一部見直し済み。犬山市等において都市計画の見直しに向けて作業中

安全な歩行者空間確保のための施策の推進

歩行者・自転車を優先した安全・快適な道路空間の実現のため、新たに「くらしのみちゾーン」として、意欲的な地区の取組を支援
島根県津和野町等において平成15年度に実施

地域活性化のための既存ストックの活用

従来新築を対象としていたモデル住宅の整備費補助について、改修、移転等の場合も対象とするよう措置

商店街の空き店舗において、保育施設や高齢者向けの交流施設等への活用のための改装費等の補助を実施
 地域交流センター等の整備にあたり、新築のみでなく、改修等による場合もまちづくりに係る統合補助金の補助対象となることを明確化

2．公共空間の多目的利用

河川空間

河川の水辺空間の活用について、オープンカフェ等の民間主体の営利目的の利用を可能とする措置を試行的に実施予定（都市再生プロジェクトに係る区域及び都市再生緊急整備地域を対象）

道頓堀川（大阪市）、太田川（広島市）で実証実験

道路空間

道路使用許可申請時における留意事項等を明確化予定
 道路上のイベント等に係る道路占用の参考となる事例等を周知予定

都市公園

地域の状況に応じ、条例により、都市公園に、クアハウス、劇場などの設置が可能となるよう措置

3．交通結節点の整備

駅前広場について、鉄道事業者の負担を求めずに都市計画事業者が整備できるよう措置予定
 鉄道用地についての権利設定に関する鉄道抵当法の運用を明確化し、鉄道の上下空間の有効活用を促進

(3) その他の都市再生活動を担い支える条件の整備等

1．NPOの活用

密集市街地の整備に向け、共同建替え等を行う地権者等に対して、情報提供、相談等を行う組織として、NPO法人を法的に位置付け
 NPO法人が、地権者の一定の合意を得た上で都市計画の提案ができる制度を導入

2．マンション再生協議会

マンションの修繕・改修や建替え等を適切かつ円滑に進めるため、マンション管理組合等に対し、情報提供、相談等を行う協議会を設立し、総合的な支援体制を強化